

後期高齢者医療制度

平成23年度保険料のお支払いと保険証の一斉更新について

後期高齢者医療制度は、被保険者(加入者)の皆さんにご負担いただいている保険料によって成り立っています。皆さんが将来にわたって安心して医療を受けるための貴重な財源となりますので、今後とも保険料をお支払いいただきますよう、お願いします。

平成23年度の保険料額につきましては、7月に個別にお知らせしますので、ご確認ください。



平成23年度保険料の計算方法

均等割【1人あたりの額】

所得割【本人の所得に応じた額】

44,192円 + (平成22年中の所得 - 33万円) × 10.28%

= 1年間の保険料(100円未満切り捨て)《上限額:50万円》

※保険料率は、平成22年度と変わりません。年度の途中で加入したときは、加入した月からの月割で計算します。



保険料の軽減

1 均等割の軽減(年額)《所得に応じて、均等割44,192円が以下のとおり軽減されます》



●軽減は被保険者と世帯主の所得の合計で判定します。●被保険者ではない世帯主の所得も判定の対象となります。

所得が次の金額以下の世帯	軽減割合	均等割の年額
33万円かつ被保険者全員が所得0円 (年金収入のみの場合、受給額80万円以下)	9割軽減	年額 4,419円(39,773円軽減)
33万円	8.5割軽減	年額 6,628円(37,564円軽減)
33万円 + (24万5千円 × 世帯主以外の被保険者数) ※単身世帯の方は該当しません	5割軽減	年額22,096円(22,096円軽減)
33万円 + (35万円 × 世帯の被保険者数)	2割軽減	年額35,353円(8,839円軽減)

2 所得割の軽減《被保険者個人の所得で計算します》

所得が次の金額以下の方	軽減割合
所得から33万円を引いた額が58万円以下の方	5割軽減

3 被用者保険の被扶養者だった方の軽減

●この制度に加入したときに被用者保険の被扶養者だった方については、所得割はかからず、均等割が9割軽減となります。

※被用者保険とは、協会けんぽ等、主にサラリーマンの方々が加入している健康保険のことで、市町村の国民健康保険等は含まれません。

保険料の減免

災害などで重大な損害を受けたときや失業その他特別な事情で、生活が著しく困窮し、保険料の納付が困難な方については、保険料が減免となる場合があります。



詳しくは、国保賦課徴収係へお問合せください。

保険料のお支払い方法

■ ■ ■ 保険料のお支払いは ■ ■ ■

「年金からのお支払い」と「口座振替」を選ぶことができます

※保険料は、所得税や個人住民税の社会保険料控除の対象となります。

●「口座振替」を希望される方は、国保賦課徴収係へお申し出ください。

必要なもの ご本人の保険証、預金通帳とお届け印

●「年金からのお支払い」の場合は、手続きの必要はありません。

東日本大震災に被災された後期高齢者医療保険の被保険者の皆さんへ

保険証について

保険証を紛失あるいは家庭に残したまま避難していることにより、保険証をお持ちでない方について、6月末までは、氏名・生年月日・住所を医療機関にお申し出いただくことで受診できる取扱いでしたが、平成23年7月1日からは通常どおり保険証の提示が必要となっております。保険証の再交付を希望される方は医療保険係にお問合せください。

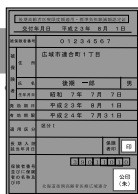
保険料や医療機関へのお支払いが困難な方について

住宅、家財またはその他の財産について著しい損害を受けたことにより、保険料や医療機関へのお支払い(一部負担金)が困難となった方については、申請により、減額、免除または徴収猶予が受けられる場合があります。また、年金から保険料をお支払いすることが困難な場合については、「口座振替」や「納付通知書」によるお支払いに変更することもできます。



減額認定証の色はオレンジです

減額認定証 限度額適用・標準負担額減額認定証 も新しくなります



現在ご使用の減額認定証の有効期限が平成23年7月31日をもって満了となるため、8月以降は使用できなくなります。

8月以降も減額認定証が必要な方は、下記の交付対象に該当することをご確認の上、医療保険係へ申請してください。

※有効期間が保険証と異なりますのでご注意ください！

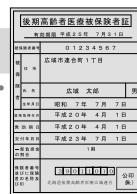
減額認定証の交付対象となるのは、次の区分Ⅰまたは区分Ⅱに該当する方です

区分Ⅱ	・世帯全員が住民税非課税である方
区分Ⅰ	世帯全員が住民税非課税である方のうち、次のいずれかに該当する方
	・世帯全員の所得が0円の方
	・老齢福祉年金を受給されている方



保険証の色は黄色です

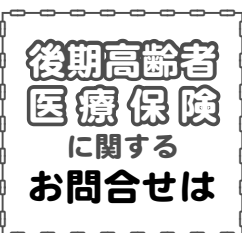
新しい保険証に変わります



現在ご使用の保険証の有効期限が平成23年7月31日をもって満了となるため、8月以降は使用できなくなります。

7月中に新しい保険証を交付しますので、お手元に届きましたら、お持ちの保険証を破棄し、新しいものをご使用ください。

- ◆新しい保険証の有効期限は、平成25年7月31日までです。
- ◆紛失したときや、汚れたときは再交付しますので、医療保険係までお申し出ください。
- ◆今回から、裏面に臓器提供に関する意思表示欄があります。



■保険料の決定に関すること 北海道後期高齢者医療広域連合

〒060 - 0062

札幌市中央区南2条西14丁目国保会館6階

☎011 - 290 - 5601

赤平市役所市民生活課

■保険料について…国保賦課徴収係

■資格・給付について…医療保険係

☎32 - 2214

当市では、住宅家賃など公共料金を納めない、相談もない、納付約束を守らないといった滞納者に対して、支払督促(賃料等請求事件)、契約解除と訴訟(建物明渡等請求事件)を行い、国税や地方税のように給与や預貯金、財産の差押えを進め、不平等解消に努めています。通常、市町村役場は、住宅家賃などの未払いが続くと裁判所に対して申立てを行い、以降、簡易裁判所または地方裁判所が債権者に代わって執行機関になります。これを代位執行と言います。裁判所は、支払督促や訴状を滞納者に送付し、以降、市町村役場は債権者Ⅱ原告、滞納者は債務者Ⅱ被告となり、法廷において解決を図ります。さらに裁判になっても支払いが起きない、問題が解決されないなどの場合は、強制的に家財道具や自動車、財産を差押え、売却し、お金に換えていきます。これを換価処分と言います。

- 当市では、きちんと納めている市民とそうでない市民の間にある不平等や不公平感がないよう住宅行政の運営を図るため、未収金の整理を行っております。
- また、犬猫等ペットの飼育が覚悟した場合も滞納者の取り扱いと同様、契約解除や明渡裁判を行うことがありますので、ご注意ください。
- ▼大家としての一言▼
- ① 共同生活のポイントは「近所の方と良好な関係を築くこと」にあります。
 - ② 自治会費や共益費はきちんと納めましょう。ゴミの出し方にも注意が必要です。入居者はお互いに協力し合い、トラブルにならないよう気をつけてください。
- ▼注意事項▼
- ① 催告書や督促状、内容証明郵便が届くと法的な手続きを進めます。
 - ② 納付約束(誓約履行)に支払いが滞ると裁判所に申立てを行います。
 - ③ 契約解除の通知が届くと入居者ではなく、続けて建物の明渡裁判に移行します。
- ※特別な事情がある場合は、係まで速やかに相談ください。
- 問合せ 住宅係 ☎32-1820

赤平市市税等収納向上対策本部 住宅家賃の滞納整理と 犬猫問題！



【今月の納税】	
固定資産税都市計画税	第2期
国民健康保険税	第1期
後期高齢者医療保険料	第1期
納期	8月1日(月)まで